# PRTRの電子届出のご案内

PRTRの届出はNITE(製品評価技術基盤機構)が作成しているPRTR届出システムにより、インター ネットに接続されたパソコンから簡単に行うことができます(電子届出)。電子届出には多くの利点が あり、開始の手続きはとても簡単です。是非、この機会に電子届出への切替えをご検討ください。

## 電子届出の利点

① 入力補助機能により物質番号や業種番号等を簡単に入力することができます。

② 入力ミスチェック機能により形式面での誤り等を防ぐことができます。(有効数字の誤り等)

③ ネットワークに接続されたパソコンから届出が可能です。(来庁が不要に)

④ 照会に対する回答や届出内容の変更もPRTR届出システム上で行うことができます。





・電子情報処理組織使用届出書は1年中受付けています。

・押印廃止のため押印は不要ですが、押印がない場合はご担当者様の名刺を同封してください。



電子届出 Q&A 電子届出に関してよく寄せられる質問と回答をまとめました。

### ①セキュリティ上の理由でソフトのインストールを行うことができない

電子届出はNITEのホームページ上のPRTR届出システムにログインして届出内容を入力していただく ものであり、電子届出を行うためにソフト等をインストールする必要はありません。

#### ②担当者や使用するパソコンが頻繁に変わるので手続きが面倒だ

担当者名の変更や事業所名の変更等の手続きは全てPRTR届出システム上で行うため、書面での届出を行っていただくのは一度のみとなります。

### ③届出内容を事業所内で決裁する必要がある

PRTR届出システムでは届出前に届出内容の一時保存が可能であり、一時保存状態の届出内容を印刷することも可能です。また、一時保存した届出内容を編集することも可能です。

### ④届出を行った証明が欲しい

電子届出では届出と同時に整理番号が発行されます。(川崎市やNITEでの受理前に発行されます。) PRTR届出システム上で、この整理番号と届出日が記載された「受領証」を出力することが可能であり、 整理番号が記載された届出書の印刷も可能です。また、印刷した届出書を地域環境共創課までお持ちいた だければ、内容を確認の上、受付印を押すことも可能です。

### PRTRの電子届出等についての詳細は以下のホームページをご覧下さい

PRTRの届出について → http://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr.html

PRTR 電子届出



PRTRの電子届出について → http://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html

### PRTR届出作成支援システムについて

→ http://www.nite.go.jp/chem/prtr/notify.html#ncssncsp

PRTR排出量等算出システムについて

→ http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtr/index.html

問い合わせ・届出書送付・相談はこちらまで

川崎市環境局環境対策部地域環境共創課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 TEL:044-200-2532 E-mail:30kyoso@city.kawasaki.jp